

令和6年 10 月 31 日策定

農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画



令和6年 10 月

南部町

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

南部町は、青森県の南部に位置し、町中央を東西に一級河川の馬淵川が流れ、馬淵川を挟む両側は平坦地が広がり水田として利用されている。 また、それと並行するように国道4号線、104号線、青い森鉄道が走り、町の西部には北上山系最北部に位置する名久井岳を有し、この一帯は名久井岳県立自然公園区域となっている。 町の総面積は15,312ha のうち森林面積7,696ha と総面積の50.3%を森林が占め民有林面積は7,623ha で、そのうちスギ、マツ類を主体とした人工林の面積は4,677ha と人工林率61.3%は県平均55.3%を上回っている。 本町の森林は、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林地域、広葉樹が広く存する天然生林地域、さらにはレクリエーション等森林総合利用地域まで多様性に富んだ構成になっており、森林に対する住民の意識・価値観が多様化していることから、以下のような課題がある。 北部は、戦後にスギ・アカマツの造林が行われ近年は労働者不足から県民環境林・旧公団造林等の機関造林の活用により、他の地区に比べ人工林率が高く、適正な保育・間伐に努める必要がある。また、伐期を迎える林分については、環境に優しい素材である木材の有効活用を図りながら、計画的な伐採により、林業生産活動を通じた適切な森林整備を推進していくことが重要である。 県立自然公園名久井岳の北東斜面でも機関造林の活用により人工林率が高く、林業生産活動を通じた適切な森林整備を図ることが重要であるが、県立自然公園という特性から、択伐施業を原則とし、長伐期・複層林施業を推進することが重要である。 このため、木質バイオマス発電設備を導入し、南部町に賦存する豊富な木質バイオマス資源を地域内で利用する事で、林業経営の改善、森林循環の促進及び地域の関連産業の創出・活性化を目指す。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

区域の所在	地目	面積(㎡)	備考
三戸郡南部町大字柊木字陣場 30 番地	原野	20,777	
三戸郡南部町大字杉沢字上中茎3番地	原野	26,414	

3.2 の区域において整備再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

発電設備の種類	発電設備の規模	備考
木質バイオマス発電	1,990kw	

4.再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

該当なし

5.再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組	備考
(1) 地域の未利用間伐材等を活用してチップを製造することで、林業の活性化、森林整備の推進及び森林の持つ公益的・多面的機能の向上を図る。 (2) 木質チップ製造、発電事業における雇用の創生、地域の活性化を図る。	

6.自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、木質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全にじゅうぶんに配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調整

気候風土に適した形で農林業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観が作られていることから、バイオマス発電設備によりこれらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7.農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

木質バイオマス発電として年間約1,665万kWhの発電及び約3万2千トンの地域の未利用間伐材等木質バイオマスの安定供給を図るとともに、地域林業の活性化及び健全な発展に貢献する。

なお、当該発電により得られる電気の量に占める地域に存する木質バイオマスを変換して得られる電気の量の割合は、年間を通じて8割未満とならないものとする。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1) の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画について、その実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況）を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。

なお、目標が達成されない場合、その原因分析を行い達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了する際は、発電事業者の負担と責任において木質バイオマス発電設備を撤去し、原状回復を行うことを基本とする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、撤去時の契約を確認することとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

南部町、再生可能エネルギー発電事業者等の関係者は、区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。